

日理協 25 第 202 号

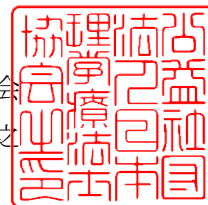
2025 年 7 月 2 日

こども家庭庁長官

渡辺 由美子 殿

公益社団法人日本理学療法士協会

会長 斉藤 秀之



こども家庭庁

2026 年度(令和 8 年度)予算概算要求に向けての要望

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2026 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. こども家庭庁への理学療法士を含むリハビリテーション専門職の配置
2. 産前・産後サポート事業における具体的な提案
 - 1) 産後ケア事業(子ども・子育て支援交付金)における理学療法士の更なる活用
 - 2) 理学療法士による更なる効果的な産前・産後ケアの提供に向けた研究費用の確保
 - 3) 利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)における伴走型相談支援の充実と産前・産後サポート事業ガイドラインへの理学療法士の明記
3. すべてのこどもに向けた発達・療育支援の充実
 - 1) 発達に特性のあるこどもと家族への支援
 - 2) 地域障害児支援体制強化事業における理学療法士の活用
 - 3) 利用者支援事業(こども家庭センター型)の充実に向けた理学療法士配置の推進
 - 4) 医療的ケア児等総合支援事業における医療的ケア児等コーディネーターを中心としたリハビリテーション専門職の積極的な活用

各項目の詳細は別添参照

以上

1. こども家庭庁への理学療法士を含むリハビリテーション専門職の配置

【要望先:成育局 母子保健課・成育環境課、支援局 障害児支援課】

医療的ケアを必要とするこどもへの支援、障害を有するこどもの発育・発達支援、こどもの運動器を含む心身の健康増進など、こどもに関わる課題は広範囲にわたっています。また、重点的に取り組みが推進されている母子保健における支援の拡充においても、産前・産後・育児期まで、伴走的な支援を担うことができます。

つきましては、医療・福祉(保健)の一元化を推進し、障害を有するこども、およびその家族への多様なニーズに即したケアの提供と事業の拡充に向けて一体的な政策が推進されるよう、こども家庭庁当該局に理学療法士を含むリハビリテーション専門官を配置いただきたく、これに係る予算の確保を要望します。

2. 産前・産後サポート事業における具体的な提案

【要望先:支援局 虐待防止対策課、成育局 母子保健課】

1) 産後ケア事業(子ども・子育て支援交付金)における理学療法士の更なる活用

令和6年10月に改訂された「産前・産後サポート事業ガイドラインおよび産後ケア事業ガイドライン」において、産後ケア事業の実施担当者として「理学療法士」を明記いただきましたことに、心より感謝申し上げます。理学療法士による産後ケアの重要性が、国の制度上においても明確に位置づけられたことは、大きな前進であると受け止めております。

出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる体制を整備することを目的とする産後ケア事業においては、各地域における支援体制のさらなる充実が求められています。

このような背景のもと、補助単価として「リハビリテーション専門職の配置」を明示的に含めていただくことで、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型といったすべての実施形態において、理学療法士等による母子の身体ケアの提供が可能となります。これにより、地域住民が安心して利用できる質の高い産後ケアサービスの提供が一層促進されます。

つきましては、子ども・子育て支援交付金事業において、補助単価に「リハビリテーション専門職の配置」に関する明記を進めていただき、各地域における積極的な母子身体ケアを推進していただくことを要望します。

2) 理学療法士による更なる効果的な産前・産後ケアの提供に向けた研究費用の確保

前述のとおり、産後ケア事業の実施担当者として理学療法士が明記されたことを受け、今後は理学療法士による産前・産後ケアの有効性や根拠をより明確にし、全国的な周知・啓発を市区町村単位で進めていくことが必要となります。

日本理学療法士協会(以下、「本会」とする。)では、一般社団法人日本ウィメンズヘルス・

メンズヘルス理学療法学会(以下、「WM 学会」とする。)と協働し、理学療法士による産後ケアに関する研究成果、効果の実証、実践事例、ならびに現場における課題等の整理・分析に取り組んでおります。

つきましては、本会との連携のもと、理学療法士による実践例やその効果を参考に、エビデンスに基づく政策立案を目指して、産前・産後ケアに係る事業のさらなる拡充を図るため、関連する研究費用および事業設置に伴う予算の確保を要望します。

3) 利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)における伴走型相談支援の充実と産前・産後サポート事業ガイドラインへの理学療法士の明記

利用者支援事業に新たに設けられた「妊婦等包括相談支援事業型」においては、妊娠初期から産後・育児期まで、各段階に応じた相談支援を伴走的に提供できる体制の整備が喫緊の課題であると認識しております。

妊産婦およびその家族に対し、個別具体的なニーズに即した支援を提供していくためには、保健師、助産師、看護師、保育士、管理栄養士といった従来の職種に加え、子育て中の運動発達の相談等をより専門的に支援できる人材の参画が不可欠です。

現行の事業補助基準額案においては、こども家庭センター1か所あたりの妊娠届出受理数が算定の指標とされておりますが、各自治体の規模や特性によって支援内容に差が生じる恐れがあり、実態に即したきめ細やかな支援体制の構築が求められます。

今後、当該事業が発展していくにあたっては、量的な側面に加え、支援の質にも十分配慮した取り組みが不可欠です。そのためには、相談実績数や支援に関与した職種、提供された支援の内容など、多角的な評価指標を導入することも必要となります。

つきましては、「妊婦等包括相談支援事業型」の支援内容について、さらなる充実を推進いただくとともに、リハビリテーション専門職を活用した支援の「質」の向上を図るべく、事業内容の具体的な検討を進めていただくことを要望します。あわせて、「産前・産後サポート事業ガイドライン」における「5 実施担当者」の項目に、理学療法士を明記いただきますよう、重ねて要望します。

3. すべてのこどもに向けた発達・療育支援の充実

【要望先: 支援局障害児支援課】

1) 発達に特性のあるこどもと家族への支援

こどもの発達特性について社会的な関心が高まる中で、早期に発達支援へ介入することの重要性が明確になってきております。医師、心理士、ソーシャルワーカー等による発達相談支援の体制整備が進められておりますが、支援の現場においては、姿勢保持、粗大運動、精緻な動作、歩行、走行といった運動発達に関する不安や悩みを抱える利用者が多く見受けられます。

理学療法士は、自閉症スペクトラム症(ASD)、注意欠如・多動症(ADHD)、発達性協調運動症(DCD)など、発達障害のあるこどもに対して、運動機能や巧緻性の向上、認知的柔軟性への介入など、科学的根拠に基づいた効果的な支援を行うことが可能であり、多くの研究においてその有用性が示されております。

つきましては、発達に特性のあるこどもへの支援や、そのご家族への指導・相談などにおいて、理学療法士の専門性を積極的に活用いただけるよう、地域における「こどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」のさらなる拡充ならびに、それに必要な予算の確保を要望します。

2) 地域障害児支援体制強化事業における理学療法士の活用

令和 6 年 4 月に施行された改正児童福祉法により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担うことが明確化されるとともに、障害種別にかかわらず障害のあるこどもを包括的に支援できるよう、児童発達支援の類型(福祉型・医療型)の一元化が推進されております。

これに伴い、本事業においては、地域における障害のあるこどもの健全な発達を支える中核的機関として、より高度で専門的な知識および技術を要する児童発達支援の提供を目的とした、児童発達支援センターの機能強化が進められております。

理学療法士は、発達障害を含む障害のあるこどもに対し、医療的および福祉的な側面から多角的に対応可能な専門職であり、現在も多数の理学療法士が、民間の児童発達支援事業所等において活躍しております。しかしながら、各自治体が運営する児童発達支援センターにおいては、理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職の配置が十分に進んでいないのが現状です。

福祉型と医療型の一元化を実効性のあるものとするためには、発達支援を多面的に支える専門職による関与が不可欠であると考えます。

つきましては、児童発達支援センターを運営する各自治体に対し、利用者へのより幅広い支援を実現する観点から、理学療法士を含むリハビリテーション専門職の配置について積極的に周知・啓発を図っていただき、当該人材配置を含めた事業予算の確保を要望します。

3) 利用者支援事業(こども家庭センター型)の充実に向けたリハビリテーション専門職配置の推進

利用者支援事業(こども家庭センター型)においては、「こども家庭センター」の設置を進めることにより、妊産婦やこどもを対象とした包括的支援に関する中核機能の確立が強く求められております。

このセンターでは、統括支援員を中心に、多職種が連携・協力することで、妊娠期から出産、子育て期に至るまでの一体的な支援を実現することが期待されています。その実現に

は、支援メニューの検討やサポートプランの作成、地域の民間団体との連携など、多角的かつ専門的な視点からの関与が不可欠です。

特に、妊産婦やこどもに対する身体的なケアを中心とした支援を提供できる理学療法士等の参画は、利用者の多様なニーズへの対応を可能とし、「すべての利用者を取り残さない」支援体制の構築に大きく寄与します。

つきましては、こども家庭センターにおける理学療法士を含むリハビリテーション専門職の配置を積極的に推進いただくとともに、各地域における整備に際して、補助基準額の中に「リハビリテーション専門職の設置費」を新たに設けていただきますよう、要望します。

4) 医療的ケア児等総合支援事業における医療的ケア児等コーディネーターを中心としたリハビリテーション専門職の積極的な活用

医療的ケア児や重症心身障害児およびそのご家族に対し、専門性の高い相談支援をはじめ、医療・保健・福祉・教育・復職支援など多岐にわたる支援を円滑に行う体制として、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした「医療的ケア児支援センター」による支援の強化が全国的に推進されております。

厚生労働省が所管する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」においては、医療的ケア児等コーディネーターに期待される役割として、医療的ケア児の支援に精通した医師、看護師、理学療法士、相談支援専門員等が連携し、チームとして支援を行うことが記載されております。

その役割を実効性のあるものとするためには、理学療法に関する知識・技術の共有や、専門職としての助言、現場への直接的な参画が極めて重要です。これにより、職種間の理解促進や連携の強化が図られ、支援の質の向上に寄与することができます。

つきましては、本事業において医療的ケア児等コーディネーターの配置促進とあわせて、理学療法士の専門性を積極的に活用した研修会や講習会の開催など、関係職種のエンパワメントにつながる事業の拡充を図っていただきたく、当該取組に必要な予算の確保を要望します。